

議員提出意見書案第1号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 19 日

生活産業常任委員長 相 楽 健 雄

須賀川市議會議長 佐 藤 瞭 二 様

## 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されているとともに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引上げにより全国加重平均1,000円を目指す」との目標が掲げられている。

現在の福島県最低賃金は、時間額で772円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、全国で31位と低位にある。このような全国水準との乖離は、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかである。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項の実現について強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度を目途に引上げ全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って相応の引上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤暁二

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

宛